

石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 医療施設等において、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、予算の範囲内において、石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 訪問看護ステーション 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項に基づき指定を受けた事業所をいう。

(事務の取扱い)

第3条 石川県から補助金事業を委託された「石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付の対象)

第4条 令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ており、石川県内に所在し、申請日時点において稼働している病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「医療施設等」という。）を交付の対象とする。

(交付対象事業等)

第5条 交付対象事業は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に行った業務の効率化や職員の処遇改善事業とし、補助金の上限額及び交付対象となる取組については、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする
- (4) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けないこと
- (5) 石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (6) 県税の滞納がないこと
- (7) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じること
- (8) 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）（以下、「申請書等」）に、その他知事が必要と認める書類を添えて、令和8年3月13日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 交付決定及び額の確定をした場合には、補助金を速やかに交付する。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、補助金を交付すべきでないと思われたときは、石川県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- （1）申請の取下げがあった場合
- （2）本要綱に違反した場合
- （3）申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合
- （4）虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- （5）重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと思われた場合

（調査）

第10条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 補助金の交付を受けた者は、申請等に関する書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者にあつては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条第1項ただし書の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、

知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る取扱い)

第 13 条 消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。

(補助金の周知等)

第 14 条 知事は、補助金の交付に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 15 条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療施設等から第 7 条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を辞退したものとみなす。

- 2 知事が第 8 条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第 16 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

施設区分	補助金の上限額	補助金の交付対象となる取組
病院・有床診療所	交付申請日時点の許可病床数×4万円 (4床以下の場合は18万円)	<p>以下の取組のいずれか（複数可）を交付対象とする。</p> <p>（ICT機器等の導入による業務効率化） タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入</p> <p>（タスクシフト／シェアによる業務効率化） 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア</p> <p>（補助金を活用した更なる賃上げ） 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善</p>
無床診療所	1施設×18万円	
訪問看護ステーション	1施設×18万円	